



2023年7月26日

各 位

会社名 アルテリア・ネットワークス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 株本 幸二
(コード番号:4423 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員 CFO 建石 成一
(TEL. 03-6823-0349)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付けの取締役会決議において、2023年9月に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の招集のための基準日設定について、下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年8月10日(木曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2023年8月10日(木曜日)
- (2) 公告日 2023年7月27日(木曜日)
- (3) 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)

https://www.arteria-net.com/ir/e_publicnotice/

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2023年7月4日付プレスリリース「支配株主である丸紅株式会社及びセコム株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、丸紅株式会社(以下「丸紅」といいます。)及びセコム株式会社(以下「セコム」といいます。丸紅及びセコムを総称して「公開買付者ら」といいます。)が、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象として共同して行う公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、当社株式の全て(但し、丸紅が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

公開買付者らは、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを2023年9月頃を目途に要請する予定とのことです。

この度、当社は、本要請に基づき本臨時株主総会を開催する場合に備えて、上記1.記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、上記基準日についても利用しない予定です。

以上